

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請について

書類の提出は、早急かつ正確にお願いします

日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校管理下（体育、クラブ等）で起きた災害に対して医療費の給付が行われますが、申請の手続きは保健室が行い、審査・給付は独立行政法人日本スポーツ振興センターが行います。申請には書類（医療等の状況等）が必要ですので保健室よりお渡しした書類を各自で医療機関へ提出して頂き、作成された書類は速やかに保健室に提出して下さい。通院日より2年請求を行わないと時効となります。

提出書類について

医療等の状況 全員

「医療等の状況」は、医療機関が1ヶ月単位で医療点数を証明するものです。治療が数ヶ月に及ぶ場合、複数の病院で治療を受けた場合、その他書類が必要な場合は用紙を保健室に取りに来て下さい。提出は1ヶ月単位で可能です。

要医療救急処置表 該当者のみ 災害時の状況等を生徒本人が記入

その他の書類 該当者のみ

「高額療養届」→医療点数が7000点以上の場合

「治療用装具明細書」と領収書の写し→医師の指示で治療用装具を要した場合

「調剤報酬明細書」→院外薬局で薬等を受け取った場合

※公費負担制度を利用した場合(該当者のみ)

公費負担制度を利用された場合は、「医療等の状況」下段の「保護者記入欄」で該当するものに○をし、自己負担額がある場合はその金額も記入して下さい。(負担がない場合は0円とご記入ください。)

給付の範囲

給付金は、健康保険の範囲内で受け取ることができます。又、支給の期間は最長で10年間です。給付対象は、医療点数で500点（3割負担の場合窓口負担1500円）以上のものが対象です。500点未満は申請できません。

給付の方法

センターより給付が行われますと、給付金を授業料の口座へ振り込みます。(給付までに3ヶ月程度要する場合があります)

桃山学院中学校高等学校PTA見舞金制度・その他について

学校生活活動においての事故により10日間以上の入院があった場合や、眼鏡・コンタクトレンズの破損紛失があった場合、歯の破損により健康保険適用外の治療を行った場合等にPTAの見舞金制度があります。詳細は桃山学院中学校高等学校事務室までお問合せください。

また、医療費が日本スポーツ振興センターの給付の範囲以下の場合は学校から医療費の給付がなされることがあります。該当する場合は必ず災害発生年度内(3月末日まで)に保健室へご相談ください。